



坪井病院の個人情報保護対策 について

ひかり総合法律事務所
弁護士 平岡 敦

すばらしい！！



というわけで、あら探しを始めます・・・



公表事項の整備

- 法が要求する公表事項
 - 利用目的(18条、24条)
 - 開示等に関する手続き(24条)
 - 苦情の申出先(24条)
- ガイドラインが要求する公表事項
 - プライバシーポリシー
 - 規程



利用目的の設定方法

○ 抽象性

- 変更の難しさ(15条2項)
- →厚生労働省の掲げる例

○ 具体性

- 患者に具体的なイメージを持ってもらう必要性(1条)
- 【具体例】として列挙 ←増減・変更自由




利用目的の例

- 当該医療機関等が患者等に提供する医療サービス
 - 【具体例】
 - 受付時に記入していただいたり、問診でお聞きした事項及び検査の結果を、治療のために用います。
 - 取り違えを防ぐために、呼出しは姓と名で行います（別名での呼出しを希望される方は予めお知らせください）。
 - …
- 医療保険事務
- 当病院の管理運営業務



第三者提供の制限

- 呼出し
 - 院内掲示
 - 他の医療機関との連携
 - 紹介状の交付、受取
 - 院外薬局からの照会への回答
 - 家族への病状説明
- 
- 同意を取るのか、黙示の同意で済ますのか
 - 異議が出た場合の代替措置



第三者提供←個人情報保護法上の制限

- 予め本人の同意を得る（23条1項）
- 通知・公表した事項については、**黙示の同意**を擬制（ガイドライン）
 - 医療連携や医療安全確保のために、第三者提供をスムーズに行う必要性が高い。
- 患者から明示で反対の意思表示があれば、提供を中止するか、別の方法を取る必要がある。

個人情報保護法とプライバシー権侵害

個人情報保護法による規制

同意なく個人情報を第三者提供
過失により漏洩
→違法の評価、命令、罰則
各種指定・許認可の取消

三要件

→損害賠償、謝罪広告

プライバシー権侵害に基づく請求

要件も効果も異なる

交通事故の比喻

道路交通法による規制

信号無視、スピード違反等
→点数、罰則

違法性、故意過失、損害、因果関係
→治療費、慰謝料等

不法行為に基づく請求

要件も効果も異なる



黙示の同意とプライバシー権侵害

- 黙示の同意＝個人情報保護法違反の回避
 - 医療連携や医療安全の確保など、第三者提供をスムーズに行う必要性が高い。
- 黙示の同意≠プライバシー権侵害の回避
 - 民法上、不法行為の被害者の黙示の同意を擬制できるケースは少ない。



プライバシー権侵害の要件

- 「宴のあと」事件判決
 - 東京地裁昭和39年9月28日
 - ① 私生活上の事実(らしく受け取られるおそれ)
 - ② 公開を欲しない事柄(一般人の感受性を基準)
 - ③ 一般人に未だ知られていない事柄



違法性阻却事由

- プライバシー侵害に該当しても、違法性阻却事由があれば、責任は生じない
- 同意
 - 事前でも事後でもよい。黙示は認められにくい。
- 正当事由
 - 法令上根拠のある行為
 - 社会通念上相当と見られる業務上の行為



違法性阻却のための正当事由

- 提供の目的
 - 医療安全の確保など
- 提供の必要性
 - 個々の行為の必要性
- 提供の態様
 - 患者の不利益を最小限にする努力をしているか
- 患者の受ける不利益
 - 提供される個人情報の種類等



患者氏名の呼出し

- 番号札などでの呼出しを行う取り組み
- 取り違えの危険
 - 患者の精神・肉体の状態
 - 横浜私大病院の事件でも、2回の声掛けを経ている
- ポケベル呼出し等の技術的対策を取れない事情があれば、呼出しを行うことには正当事由あり



病棟での氏名・診療科の掲示

- 危険性
 - 固定的で病院関係者の監視外で確認できる
- 対策の立てにくさ
 - 入院病棟への立入制限の困難
 - 病室マップを作成して携帯＝煩雑、患者自身の不便
- 正当事由ありとは言えるのか・・・
 - 同意取得or代替手段
 - 真名表示の同意or別名表示



整理

- 個人情報保護法違反の回避
 - 黙示の同意
 - 異議が出た場合は代替手段
- プライバシー権侵害の回避
 - 正当事由ありと言えるか検討
 - 微妙な場合は明示の同意取得

同意が得られない場合

- 診療拒否



- 応招(応需)義務(医師法19条1項)

- 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。



診療拒否の正当事由

1. 緊急性の有無
 - 医療安全を犠牲にしても、緊急に処置する必要があるか
2. 治療困難な事由
 - 医療安全確保の困難
3. 代替施設の有無
 - 他の医療機関なら同意しなくても受診できるのか
 - 当該患者に必要な治療を他の医療機関で可能か
4. 拒否による結果の重大性
 - 拒否した結果生じる症状の重大性



安全管理措置

- カルテの保管に関して安全管理措置が図られていると言えるか
- カルテの保管場所
 - 第三者が立ち入ることが可能な場所か
 - 電子カルテへのアクセス制御
- 退席時の措置
 - カルテ保管場所の施錠
 - 電子カルテからのログオフ